

議案第 15 号

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）等の改正及び道路占用料の改定のため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

瑞穂町道路占用料徴収条例（平成 15 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「法第 35 条に規定する事業及び」を削る。

第 4 条第 1 項中「若しくは」を「又は」に、「許可をし、又は同法第 21 条の規定により協議が成立した」を「許可をした」に、「当該許可又は当該協議」を「当該許可」に、「許可をし、又は当該協議が成立した日」を「許可をした日」に改め、「又は占用の協議が成立した日」を削る。

別表法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物の部金額の欄中「490」を「270」に、「770」を「420」に、「1,040」を「570」に、「440」を「240」に、「720」を「39

0」に、「1, 000」を「540」に、「34」を「24」に、「4」を「2」に、「2」を「1」に、「330」を「240」に、「230」を「140」に、「690」を「490」に、「3, 080」を「2, 210」に改め、同表法第32条第1項第2号に掲げる物件の部金額の欄中「16」を「10」に、「23」を「14」に、「34」を「22」に、「46」を「29」に、「69」を「44」に、「92」を「59」に、「160」を「100」に、「230」を「140」に、「460」を「290」に改め、同表法第32条第1項第3号に掲げる施設の部金額の欄中「690」を「490」に改め、同表法第32条第1項第4号に掲げる施設の部金額の欄中「460」を「240」に改め、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設の部金額の欄中「1, 530」を「1, 100」に、「1, 050」を「660」に、「1, 100」を「760」に改め、同表法第32条第1項第6号に掲げる施設の部金額の欄中「27」を「22」に、「3, 080」を「2, 210」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の部金額の欄中「3, 080」を「2, 210」に、「550」を「390」に、「27」を「22」に、「30, 800」を「22, 100」に、「15, 800」を「11, 000」に改め、同部の次に次のように加える。

令第7条第2号に掲げる 工作物	占用面積1平方メートル につき1年	490
--------------------	----------------------	-----

別表令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場の部金額の欄中「3, 080」を「2, 210」に改め、同表令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設の部金額の欄中「690」を「490」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂町道路占用料徴収条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 略 (占用料の減免)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) _____地方財政法(昭和23年法律第109号) 第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2)から(8) 略</p> <p>2 略 (占用料の徴収方法)</p> <p>第4条 占用料は、占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に係る分を、占有許可をした日 _____(電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした日(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により一括徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。</p>	<p>第1条及び第2条 略 (占用料の減免)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>法第35条に規定する事業及び地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの</u></p> <p>(2)から(8) 略</p> <p>2 略 (占用料の徴収方法)</p> <p>第4条 占用料は、占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。)に係る分を、占有許可をした日 <u>又は</u> 占有の協議が成立した日(電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により一括徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌</p>

2及び3 略

第5条及び第6条 略

別表(第2条関係)

略		略	
		略	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	略	略	<u>270</u>
	略		<u>420</u>
	略		<u>570</u>
	略		<u>240</u>
	略		<u>390</u>
	略		<u>540</u>
	略		<u>24</u>
	略	略	<u>2</u>
	略		<u>1</u>
	略		<u>240</u>
	略	略	<u>140</u>
	略	略	<u>490</u>
	略	略	<u>2,210</u>
	略	略	<u>490</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	略	<u>10</u>
	略		<u>14</u>
	略		<u>22</u>
	略		<u>29</u>
	略		<u>44</u>
	略		<u>59</u>
	略		<u>100</u>
	略		<u>140</u>
略	<u>290</u>		
法第32条第1項第3号に掲げる施設		略	<u>490</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		略	<u>240</u>
法第32条第1項	略	略	略
	略	略	略

年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

2及び3 略

第5条及び第6条 略

別表(第2条関係)

略		略		
		略	金額	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	略	略	<u>490</u>	
	略		<u>770</u>	
	略		<u>1,040</u>	
	略		<u>440</u>	
	略		<u>720</u>	
	略		<u>1,000</u>	
	略		<u>34</u>	
	略		略	<u>4</u>
	略			<u>2</u>
	略		略	<u>330</u>
	略		略	<u>230</u>
	略		略	<u>690</u>
	略		略	<u>3,080</u>
	略		略	<u>690</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	略	略	<u>16</u>	
	略		<u>23</u>	
	略		<u>34</u>	
	略		<u>46</u>	
	略		<u>69</u>	
	略		<u>92</u>	
	略		<u>160</u>	
	略		<u>230</u>	
略	<u>460</u>			
法第32条第1項第3号に掲げる施設		略	<u>690</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		略	<u>460</u>	
法第32条第1項	略	略	略	
	略	略	略	

第5号に掲げる施設	略	略	略	1,100
	略			660
	略			760
法第32条第1項第6号に掲げる施設	略	略	略	22
	略	略	略	2,210
道路法施行令	略	略	略	2,210
(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	略	略	略	390
第7条第1号に掲げる物件	略	略	略	22
		略	略	2,210
令第7条第2号に掲げる工作物	略	略	略	22,100
				略
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年			490
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	略	略	略	2,210
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	略	略	略	490

備考

1から9 略

第5号に掲げる施設	略	略	略	1,530
	略			1,050
	略			1,100
法第32条第1項第6号に掲げる施設	略	略	略	27
	略	略	略	3,080
道路法施行令	略	略	略	3,080
(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	略	略	略	550
第7条第1号に掲げる物件	略	略	略	27
		略	略	3,080
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	略	略	略	30,800
				略
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料の置場	略	略	略	3,080
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	略	略	略	690

備考

1から9 略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。